

大阪歯科大学学位規程（改正）

現 行	改正		
第 1 章 総則	第 1 章 総則		
（趣旨） 第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項の規定により、大阪歯科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定める。 2 学位の授与に当たっては、大阪歯科大学歯学部歯学科（以下「歯学部歯学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔保健学科（以下「医療保健学部口腔保健学科」という。）<u>及び</u>大阪歯科大学医療保健学部口腔工学科（以下「医療保健学部口腔工学科」という。）又は大阪歯科大学大学院歯学研究科（以下「歯学研究科」という。）及び大阪歯科大学大学院医療保健学研究科（以下「医療保健学研究科」という。）における教育又は教育研究活動の強化及び教育活動水準又は教育研究活動水準の向上の効果を反映させるよう自己点検及び自己評価を行うものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項の規定により、大阪歯科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定める。 2 学位の授与に当たっては、大阪歯科大学歯学部歯学科（以下「歯学部歯学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔保健学科（以下「医療保健学部口腔保健学科」という。）、<u>大阪歯科大学医療保健学部口腔工学科（以下「医療保健学部口腔工学科」という。）及び大阪歯科大学看護学部看護学科（以下「看護学部看護学科」という。）</u>又は大阪歯科大学大学院歯学研究科（以下「歯学研究科」という。）及び大阪歯科大学大学院医療保健学研究科（以下「医療保健学研究科」という。）における教育又は教育研究活動の強化及び教育活動水準又は教育研究活動水準の向上の効果を反映させるよう自己点検及び自己評価を行うものとする。		
第 2 章 学位	第 2 章 学位		
（大阪歯科大学において授与する学位） 第 2 条 <u>学位規則第 10 条の規定により、歯学部歯学科において授与する学士の学位に付記する専攻分野は歯学とし、学士の学位の名称は学士（歯学）とする。</u> <u>2 学位規則第 10 条の規定により、医療保健学部口腔保健学科において授与する学士の学位に付記する専攻分野は口腔保健学、学士の学位の名称は学士（口腔保健学）とする。</u> <u>3 学位規則第 10 条の規定により、医療保健学部口腔工学科において授与する学士</u>	（大阪歯科大学において授与する学位） 第 2 条 <u>本学において授与する学位は学士、修士、博士とし、学位規則第 10 条の規定により学位に付記する専攻分野の名称は以下のとおりとする。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>歯学部歯学科</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>学士（歯学）</u></td></tr> </table>	<u>歯学部歯学科</u>	<u>学士（歯学）</u>
<u>歯学部歯学科</u>	<u>学士（歯学）</u>		

の学位に付記する専攻分野は口腔工学、学士の学位の名称は学士（口腔工学）とする。

4 学位規則第 10 条の規定により、歯学研究科において授与する博士の学位に付記する専攻分野は歯学とし、博士の学位の名称は博士（歯学）とする。

5 学位規則第 10 条の規定により、医療保健学研究科（修士課程）において授与する修士の学位に付記する専攻分野は口腔科学とし、修士の学位の名称は修士（口腔科学）とする。

6 学位規則第 10 条の規定により、医療保健学研究科博士課程（後期）において授与する博士の学位に付記する専攻分野は口腔科学とし、博士の学位の名称は博士（口腔科学）とする。

（学士の学位授与資格）

第3条 学士（歯学）の学位は、大阪歯科大学学則（以下「学則」という。）第37条の規定に基づき、歯学部歯学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

2 学士（口腔保健学）の学位は、学則第37条の規定に基づき、医療保健学部口腔保健学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

3 学士（口腔工学）の学位は、学則第37条の規定に基づき、医療保健学部口腔工学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

第3章 大学院歯学研究科

（第4条～第17条 省略）

<u>医療保健学部口腔保健学科</u>	<u>学士（口腔保健学）</u>
<u>医療保健学部口腔工学科</u>	<u>学士（口腔工学）</u>
<u>看護学部看護学科</u>	<u>学士（看護学）</u>
<u>歯学研究科</u>	<u>博士（歯学）</u>
<u>医療保健学研究科（修士課程）</u>	<u>修士（口腔科学）</u>
<u>医療保健学研究科博士課程（後期）</u>	<u>博士（口腔科学）</u>

（学士の学位授与資格）

第3条 学士（歯学）の学位は、大阪歯科大学学則（以下「学則」という。）第37条の規定に基づき、歯学部歯学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

2 学士（口腔保健学）の学位は、学則第37条の規定に基づき、医療保健学部口腔保健学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

3 学士（口腔工学）の学位は、学則第37条の規定に基づき、医療保健学部口腔工学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

4 学士（看護学）の学位は、学則第37条の規定に基づき、看護学部看護学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

第3章 大学院歯学研究科

（第4条～第17条 省略）

(博士(歯学)学位論文内容要旨および博士(歯学)学位論文結果の要旨の公表)
第18条 学長は、博士(歯学)の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士(歯学)の学位を授与した日から3か月以内に、その博士(歯学)学位論文内容要旨及び博士(歯学)学位論文審査結果の要旨を本学ホームページにより公表するものとする。

- (博士(歯学)学位論文の公表)
- 第19条 博士(歯学)の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士(歯学)の学位が授与された日から1年以内に、その博士(歯学)学位論文を本学ホームページにより公表するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士(歯学)の学位が授与された日から1年以内に当該博士(歯学)学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、歯学研究科大学院委員会及び歯学研究科会議の許可を得て、当該博士(歯学)学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士(歯学)学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 当該博士(歯学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第16の博士(歯学)学位論文印刷公表届に印刷公表した博士(歯学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。
- 4 第1項、第2項の規定に違反したときは、第24条第2項及び第3項の規定を適用する。

(第20条～第24条 省略)

第4章 大学院医療保健学研究科

第1節 修士課程

(第25条 省略)

(修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査)

第26条 修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

(博士(歯学)学位論文内容要旨および博士(歯学)学位論文結果の要旨の公表)
第18条 学長は、博士(歯学)の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士(歯学)の学位を授与した日から3か月以内に、その博士(歯学)学位論文内容要旨及び博士(歯学)学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

- (博士(歯学)学位論文の公表)
- 第19条 博士(歯学)の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士(歯学)の学位が授与された日から1年以内に、その博士(歯学)学位論文を本学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士(歯学)の学位が授与された日から1年以内に当該博士(歯学)学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、歯学研究科大学院委員会及び歯学研究科会議の許可を得て、当該博士(歯学)学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士(歯学)学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 当該博士(歯学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第16の博士(歯学)学位論文印刷公表届に印刷公表した博士(歯学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。
- 4 第1項、第2項の規定に違反したときは、第24条第2項及び第3項の規定を適用する。

(第20条～第24条 省略)

第4章 大学院医療保健学研究科

第1節 修士課程

(第25条 省略)

(修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査)

第26条 修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

(修士(口腔科学)学位論文の公表) 第26条の2 修士(口腔科学)の学位を授与された者は、その修士(口腔科学)学位論文を本学ホームページにより公表するよう努めるものとする。 2 当該修士(口腔科学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第21の修士(口腔科学)学位論文印刷公表届に印刷公表した修士(口腔科学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。 (第27条～第28条 省略) 第2節 博士課程(後期) (第29条～第30条 省略) (博士(口腔科学)学位論文内容要旨および博士(口腔科学)学位論文結果の要旨の公表) 第31条 学長は、博士(口腔科学)の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士(口腔科学)の学位を授与した日から3か月以内に、その博士(口腔科学)学位論文内容要旨及び博士(口腔科学)学位論文審査結果の要旨を本学ホームページにより公表するものとする。 (博士(口腔科学)学位論文の公表) 第32条 博士(口腔科学)の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士(口腔科学)の学位が授与された日から1年以内に、その博士(口腔科学)学位論文を本学ホームページにより公表するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士(口腔科学)の学位が授与された日から1年以内に当該博士(口腔科学)学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の許可を得て、当該博士(口腔科学)学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士(口腔科学)学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。	(修士(口腔科学)学位論文の公表) 第26条の2 修士(口腔科学)の学位を授与された者は、その修士(口腔科学)学位論文をインターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 2 当該修士(口腔科学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第21の修士(口腔科学)学位論文印刷公表届に印刷公表した修士(口腔科学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。 (第27条～第28条 省略) 第2節 博士課程(後期) (第29条～第30条 省略) (博士(口腔科学)学位論文内容要旨および博士(口腔科学)学位論文結果の要旨の公表) 第31条 学長は、博士(口腔科学)の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士(口腔科学)の学位を授与した日から3か月以内に、その博士(口腔科学)学位論文内容要旨及び博士(口腔科学)学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。 (博士(口腔科学)学位論文の公表) 第32条 博士(口腔科学)の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士(口腔科学)の学位が授与された日から1年以内に、その博士(口腔科学)学位論文を本学の協力を得てインターネットの利用により公表するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士(口腔科学)の学位が授与された日から1年以内に当該博士(口腔科学)学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の許可を得て、当該博士(口腔科学)学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士(口腔科学)学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。
---	---

3 当該博士（口腔科学）学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第 20 の博士（口腔科学）学位論文印刷公表届に印刷公表した博士（口腔科学）学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したときは、第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。 （第 33 条～第 34 条 省略） 附 則 （施行期日） 1 この規程は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。 （規程の改正） （2～27 省略） 28 この規程は、2022 年 3 月 24 日一部改正した。ただし、2020 年 4 月 1 日から適用する。	3 当該博士（口腔科学）学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第 20 の博士（口腔科学）学位論文印刷公表届に印刷公表した博士（口腔科学）学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したときは、第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。 （第 33 条～第 34 条 省略） 附 則 （施行期日） 1 この規程は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。 （規程の改正） （2～27 省略） 28 この規程は、2022 年 3 月 24 日一部改正した。ただし、2020 年 4 月 1 日から適用する。 <u>29 この規程は、2024 年 4 月 1 日一部改正した。</u>
--	---